

購入価額1,000万円非課税の特例、適用期限迫る！

制度調査部
鳥毛 拓馬

2007年12月31日で非課税の特例が廃止に

【要約】

個人投資家が、2001年11月30日から2002年12月31日までの間に取得した上場株式等を、2005年1月1日から2007年12月31日までの間に、譲渡をした場合、その取得の対価の額の合計額が1,000万円までに対応する部分の譲渡による所得は非課税となる。

この非課税の特例が2007年12月31日をもって廃止となるので、注意を喚起したい。

本稿では、非課税特例の概要及び要件、手続きにつき概説する。

1. 非課税の特例の概要

2001年11月30日から2002年12月31日まで(以下、「取得期間」という)に「上場株式等」を取得し、2005年1月1日から2007年12月31日までに譲渡した場合において、非課税適用選択申告書を提出したときは、上場株式等のうち、元本1,000万円(3年間の合計)までの部分に対応する譲渡益が非課税となる。

特例の適用対象となる上場株式等の範囲には、以下のものが含まれる。取得時及び譲渡時のいずれの時点でも「上場株式等」に当たらなければ、特例は適用されない。

上場株式等の範囲

- ・上場株式(国内上場外国株式を含む) ・上場新株予約(引受)権
- ・上場新株予約権付社債、上場転換社債、上場新株引受権付社債
- ・上場外国投資法人の投資口(カントリーファンド)
- ・日銀出資証券 ・上場優先出資証券 ・上場株式投信の受益権(ETF など)
- ・上場不動産投資法人の投資口(J-REIT) ・上場未公開株式法人の投資口(ベンチャーファンド)
- ・外国金融商品市場(取引所金融商品市場¹に類似する市場で外国に所在するもの)において売買されている株式等

¹ 金融商品取引所の開設する金融商品市場をいう(金融商品取引法第2条第17項)。

2. 特例の対象となる取得の範囲

特例の適用を受けるためには、上場株式等を上記の取得期間(2001年11月30日～2002年12月31日)に購入または払込みにより取得している必要がある。したがって、取得期間外に取得した場合や相続、贈与または遺贈により取得した場合には特例の対象にならない。

また、「特定口座源泉徴収選択届出書」が提出された特定口座(源泉徴収あり)において譲渡された特定口座内の上場株式等についても特例の対象にならない。このため、特例を受けるためには、特定口座(源泉徴収あり)から1度株式を引き出して一般口座で売却しなければならない。

特例の対象となる取得方法である「購入又は払込みによる取得」には、以下の場合も含まれる。これらの取得も取得期間内に行われることが必要である。

- ・新株予約権付社債につき新株予約権の行使による取得
- ・従来の転換社債につき転換権の行使による取得 ・EB債の償還による取得
- ・有価証券オプション取引の権利行使または義務履行による取得

一方、以下の方法による取得には、特例は適用されない。

- ・ストック・オプションの権利行使による取得で、取得時に非課税の適用を受けているもの
- ・旧商法第280条の2の規定による新株の発行(株主以外の者への有利発行)による取得
- ・株式と引換えに有利な金額で上場株式等が発行された場合(株主への有利発行)による取得
- ・証券業者等の作成する取引報告書などの交付がない場合の取得

なお、取得期間内に取得した上場株式等について、取得期間後に以下の事由が生じた場合であっても、その事由により取得した上場株式等は特例の適用対象となる。

- ・株式の分割又は併合
- ・株式無償割当て(同一の種類株式が割り当てられる場合に限る。)による株式の取得
- ・発行会社が合併されたことにより合併法人(その100%親会社を含む)株式のみが交付された場合
- ・発行会社が分割されたことにより分割承継法人(その100%親会社を含む)株式のみが交付された場合
- ・株式交換(株式移転)により交付を受ける株式交換(株式移転)完全親法人またはその100%親法人株式の取得
- ・取得条項付株式につき取得事由が発生したことによるその発行法人からの株式の取得
- ・全部取得条項付種類株式につき取得決議が行われたことによるその発行法人からの株式の取得
- ・投資信託の受益者に新たな投資信託の受益権のみが交付される投資信託の併合に係る新たな投資信託の受益権の取得

3.譲渡方法

譲渡方法は以下の ~ のいずれかによらなければならない。したがって、いわゆる相対取引で譲渡した場合には、特例は適用されない。

金融商品取引業者又は登録金融機関への売委託による譲渡²
 金融商品取引業者への譲渡
 合併等による上場株式等についての権利の移転又は消滅
 発行会社の行う株式交換又は株式移転によるその会社の親会社への譲渡
 発行会社に対して会社法に基づいて行う単位未満株式の譲渡
 発行会社が旧商法の端株制度を継続する場合の旧商法に基づく端株の譲渡
 発行会社が行う会社法等に基づく1株又は1口に満たない端数に係る上場株式等の競売による譲渡

4.特例を受けるための手続き

特例を受けるためには住所地又は納税地の所轄税務署長に、「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を提出しなければならない。

「特定上場株式等非課税適用選択申告書」には、その年に譲渡した特定上場株式等のうち、特例の適用を受けようとする特定上場株式等の**取得対価の額を証する書類** (取引報告書、取引残高報告書等あるいはその写し)³を添付しなければならない。

提出期間は、譲渡した年の翌年1月1日から3月15日までの間(確定申告書を提出すべき場合等については、確定申告期間である2月16日から3月15日までの間)となる。

5.元本の計算方法

特例が適用されるのは、元本1000万円までに対応する譲渡益だが、この元本金額は譲渡損益を計算する際に譲渡収入から差し引く取得価額の考え方と異なる。

取得価額は、購入手数料や消費税を含むが、元本金額にはこれらを含まず、あくまで上場株式等の購入代価(=株式の購入単価×株数)や払込金額がそのまま元本金額となる。計算に総平均法又は総平均法に準ずる方法は用いない。

また、元本金額が1,000万円を超える場合や、同じ銘柄の株式などで適用時期以外に取得したもの

² 株式公開買付け(TOB)に応じて譲渡した場合を含む。

³ 電子データにより交付を受けた場合には、電子データを印刷したのも「取得対価の額を証する書類」としてもよい。

がある場合には、特例の適用を受けられるものと、受けられないものが存在することになる。

この場合に、特例の適用を受けられるか否かは、以下の ~ により判断する。

2001年11月30日から2002年12月31日までに取得した株式数が、特例の適用を受ける株式数の上限となる。

2003年・2004年に一部を譲渡した場合、購入時期の早いものから順に譲渡したものとされる(先入先出法)⁴。

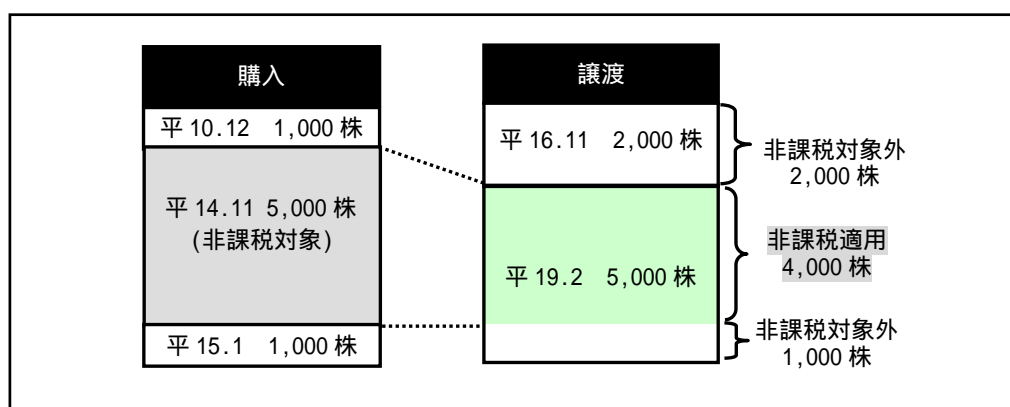
2005年から2007年の間に譲渡した場合、先入先出法は強制されず、非課税対象購入期間に購入したものを先に譲渡したものとすることができる。

以下では、具体的な計算方法を示す。

例1

購入期間			譲渡期間	
平成10年12月	平成14年11月	平成15年1月	平成16年11月	平成19年2月
1,000株×500円 (元本金額50万円)	5,000株×880円 (元本金額440万円)	1,000株×700円 (元本金額70万円)	(a)2,000株×1,000円	(b)5,000株×1,500円

例1の場合、平成16年11月に譲渡した2,000株については、先入先出法により、どの時期に購入した株式を譲渡したのかを判定する。非課税対象となる譲渡期間の前に譲渡したため、非課税の条件を充たしていた1,000株を譲渡したことになってしまう。

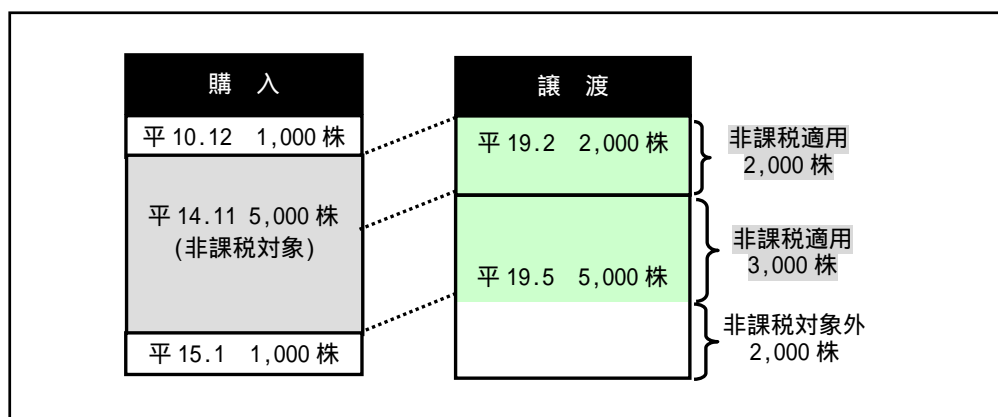


⁴ 同一銘柄を特定口座と一般口座で保有している場合には、特定口座と一般口座を区分せずに先入先出法を適用する。

例 2

購入期間			譲渡期間	
平成 10 年 12 月	平成 14 年 11 月	平成 15 年 1 月	平成 19 年 2 月	平成 19 年 5 月
1,000 株 × 500 円 (元本金額 50 万円)	5,000 株 × 880 円 (元本金額 440 万円)	1,000 株 × 700 円 (元本金額 70 万円)	(a)2,000 株 × 1,100 円	(b)5,000 株 × 1,200 円

例1とは異なり、最初の 2,000 株の譲渡が平成 19 年であるため、平成 14 年に購入したものを譲渡したとできる。このため、平成 14 年に購入した 5,000 株すべてについて非課税の適用を受けることができる。



元本 1,000 万円までの非課税枠は、2005 年から 2007 年末までの 3 年間の合計で計算される。

例えば、特例の対象となる上場株式等のうち、元本 400 万円までを 2005 年中に譲渡し、さらに、2006 年中に元本 300 万円までを譲渡した場合、2007 年に使用できる非課税枠は元本 300 万円分となる。

例 1 の場合

別表第七(三)

平成 19 年分 特定上場株式等非課税適用選択申告書

税 務 署 長 殿

平成 20 年 3 月 1 日

住所	〒135 - ×××× 東京都江東区 丁目 番地	フリカケ	ダイワ ソウタロウ				
		氏名	大和 総太郎 印				
前回提出時の住所	上に同じ	電話番号 (連絡先)	03 - - × ×	生年 月日	明・大(昭)平 40・1・1	職業	会社員

私は、租税特別措置法第37条の14の2第1項の規定による特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の適用を受ける上場株式等の譲渡として、次のものを選択して、非課税の適用を受けます。

No.	譲渡をした上場株式等					譲渡の直前に有する上場株式等のうち 平成 14 年 12 月 31 日以前に取得した数			特定取得株式等のうち非課税の 特例の適用を受けていないもの			のうち 取得期間 内に取得 した上場 株式等の 数	譲渡をし た特定上 場株式等 の数	非課税の適用を選択す る特定上場株式等	
	年月日	種類	銘柄	譲渡を した数	証券業者等 の名称	譲渡直前 における 保有数	平成 15 年 1 月 1 日 以後に取 得した数	差 引 (-)	数	取 得 年月日	単 価			選 択 する数	取得対価 の 額 (×)
	平 19・2・×	株式	B社	数(口) 5,000	大和証券	数(口) 5,000	数(口) 1,000	数(口) 4,000	数(口) 5,000	平 14・11・×	円 880	株(口) 4,000	株(口) 4,000	株(口) 4,000	円 3,520,000
	・									・					
	・									・					
	・									・					
	・									・					

(及び 欄の数のうち、いずれか少ない数を に記載します。)

(及び 欄の数のうち、いずれか少ない数を 欄に記載します。)

非課税の適用を選択する特定上場株式等の「取得対価の額」の合計額(欄の金額を限度とします。)

3,520,000 円

(摘要)	非課税 適用購入 限度額	限度額の上限	既に非課税を適用した額		本年分の非課税適用購入限度額 (- -)
		円	17 年分	18 年分	
		100,000,000	円	円	円

100,000,000

例2の場合

別表第七(三)

平成19年分 特定上場株式等非課税適用選択申告書

税務署長 殿

平成20年3月1日

住所	〒135-xxxx 東京都江東区 丁目 番地	フリガナ	ダイワ ソウタロウ				
		氏名	大和 総太郎 印				
前回提出時の住所		電話番号(連絡先)	03 - - x x	生年月日	明・大(昭)平 40・1・1	職業	会社員

私は、租税特別措置法第37条の14第1項の規定による特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の適用を受ける上場株式等の譲渡として、次のものを選択して、非課税の適用を受けます。

No.	譲渡をした上場株式等					譲渡の直前に有する上場株式等のうち平成14年12月31日以前に取得した数			特定取得株式等のうち非課税の特例の適用を受けていないもの			のうち取得期間内に取得した上場株式等の数	譲渡をした特定上場株式等の数	非課税の適用を選択する特定上場株式等	
	年月日	種類	銘柄	譲渡をした数	証券業者等の名称	譲渡直前における保有数	平成15年1月1日以後に取得した数	差引 (-)	数	取得年月日	単価			株(口)	株(口)
	平 19・2・x	株式	B社	2,000	大和証券	7,000	1,000	6,000	5,000	平 14・11・x	880	5,000	2,000	2,000	1,760,000
	19・5・x	株式	B社	5,000	大和証券	5,000	1,000	4,000	3,000	14・11・x	880	3,000	3,000	3,000	2,640,000
					
					
					

(及び 欄の数のうち、いずれか少ない数を に記載します。)

(及び 欄の数のうち、いずれか少ない数を 欄に記載します。)

非課税の適用を選択する特定上場株式等の「取得対価の額」の合計額(欄の金額を限度とします。)	4,400,000 円
--	-------------

(摘要)	非課税適用購入限度額	限度額の上限	既に非課税を適用した額		本年分の非課税適用購入限度額 (- -)
		円	17年分	18年分	
		100,00000	円	円	10,000,000